

2026年度（令和8年度）

科学研究費助成事業 制度等説明会

2026年7月24日（金）～8月17日（月）
オンライン説明会（Google Classroom）

次 第

【第1部】（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

【第2部】（※任意項目）

- 科学研究費助成事業（科研費）について
- 令和9（**2027**）年度公募について
- 令和9（**2027**）年度科研費への応募について
- 科研費電子申請システムの操作方法について

第1部（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

※本内容は、以下の資料より抜粋したものです。

- ・文部科学省「令和8(2026)年度科学研究費助成事業等説明会」（令和8年7月開催）資料
- ・文部科学省「令和5(2023)年度科学研究費助成事業等説明会」（令和5年7月開催）資料
- ・文部科学省「平成30年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成29年9月開催）資料

【主な説明内容】

1. 科研費の管理と適正な執行について
2. 研究不正等の防止について
3. 研究倫理教育プログラム等について
4. 令和7年度科研費実地検査の結果
5. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等
受付窓口

1. 科研費の管理と適正な執行について

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

科研費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- 研究者使用ルール（補助条件（交付条件））
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金（助成金）の管理を行わせる
- 機関使用ルール（各研究機関が行うべき事務等）
 - ・ **研究者に代わり、補助金（助成金）（直接経費）を管理する**。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

【参考】研究費の管理・使用に係る大学等における過度の“ローカルルール”の改善に向けた事務連絡

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月24日 文部科学省）

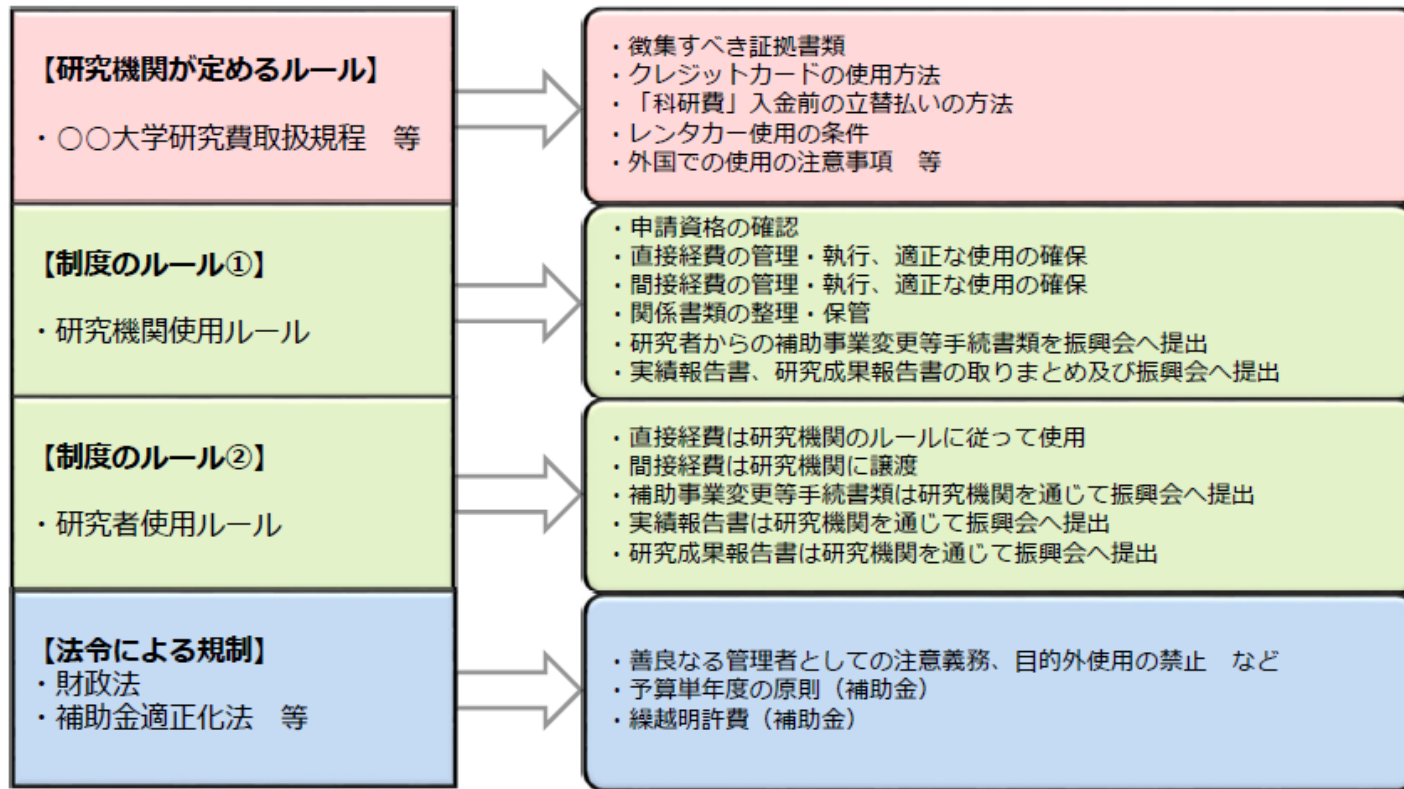
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

「文部科学大臣所轄学校法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月31日 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/1397203_001.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



科研費の柔軟かつ適正な使用に向けた制度改善

科研費の基金化

New R7補正予算により
対象種目追加(赤字部分)

※基盤研究 (S)・(B)・(C)、若手研究、挑戦的研究、
学術変革領域研究 (B)、国際先導研究等国際種目 等

- ・ 事前の手続きなく、補助事業期間内での研究費の次年度使用が可能
- ・ 補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能

研究設備・機器の共用

R7より
努力義務化

直接経費により購入し研究機関に寄付された研究設備・機器のうち、以下の条件を全て満たすものは、所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(※)に基づいて構築する共用システムを通じて、**所属する研究機関の内外への共用に努めなければならない**。

- I. 取得価額が1,000万円以上であること。
- II. 他の研究でも利用できるように汎用性を有すること。
- III. 当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

(※)https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

補助金種目の「繰越し」「調整金」

- ・ 【繰越し】
やむを得ない事由により研究の完了が見込めない場合、手続きの上、翌年度へ繰り越して使用することが可能。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi
- ・ 【調整金】
前倒し使用や一定条件を満たす場合の次年度使用が可能。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#tyousei

複数の科研費や他の経費との合算による使用

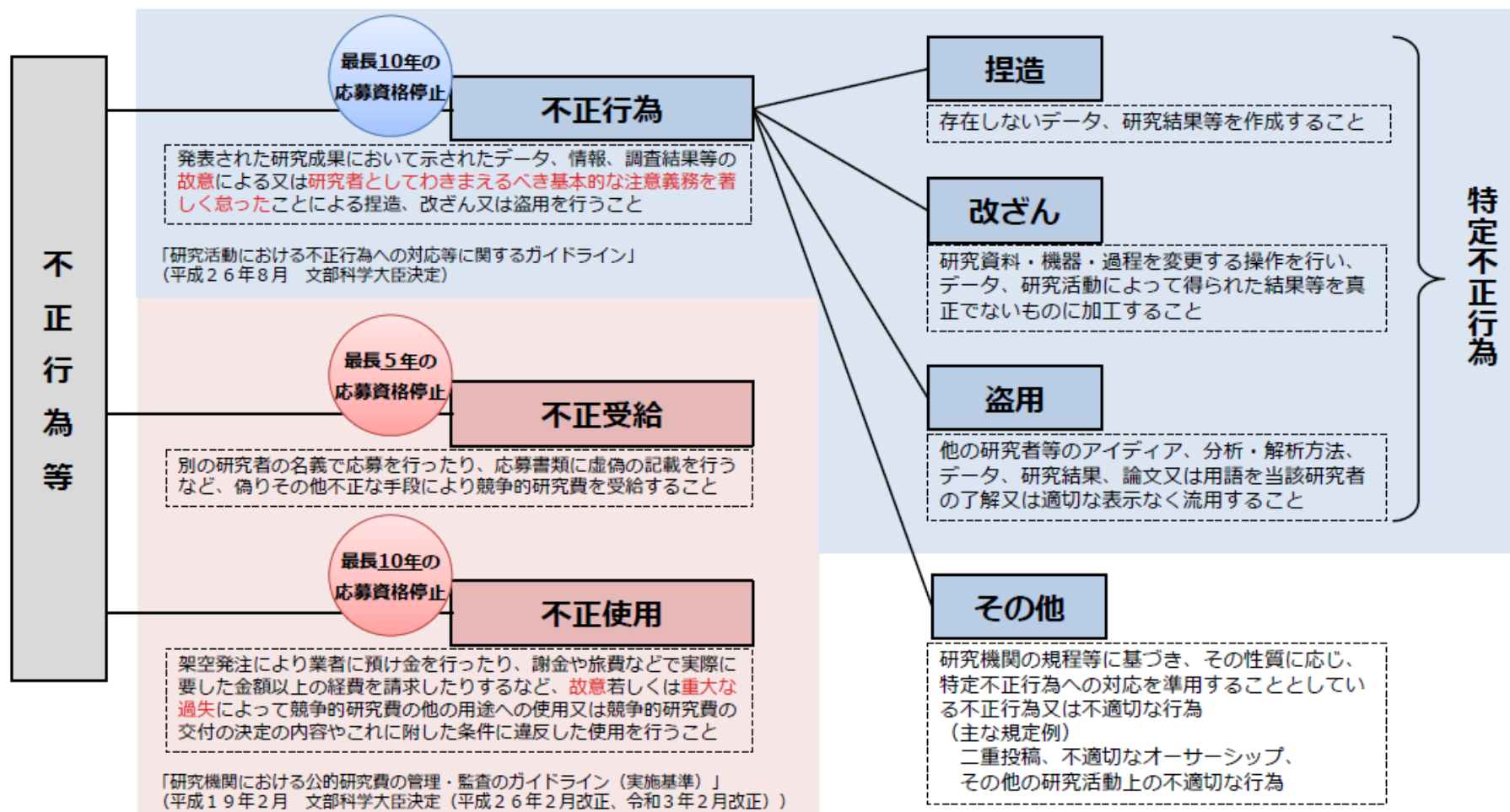
- ・ 使途に制限のあるものとの合算は、**使用区分を明らかにした上**で可能。
- ・ 科研費同士の場合は、**使用区分を明らかにする場合**のほか、**負担額及び算出根拠を明らかにする場合**も可能。

「複数の研究費制度による共用設備の購入について」

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

2. 研究不正等の防止について

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは



不正行為（特定不正行為）

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用

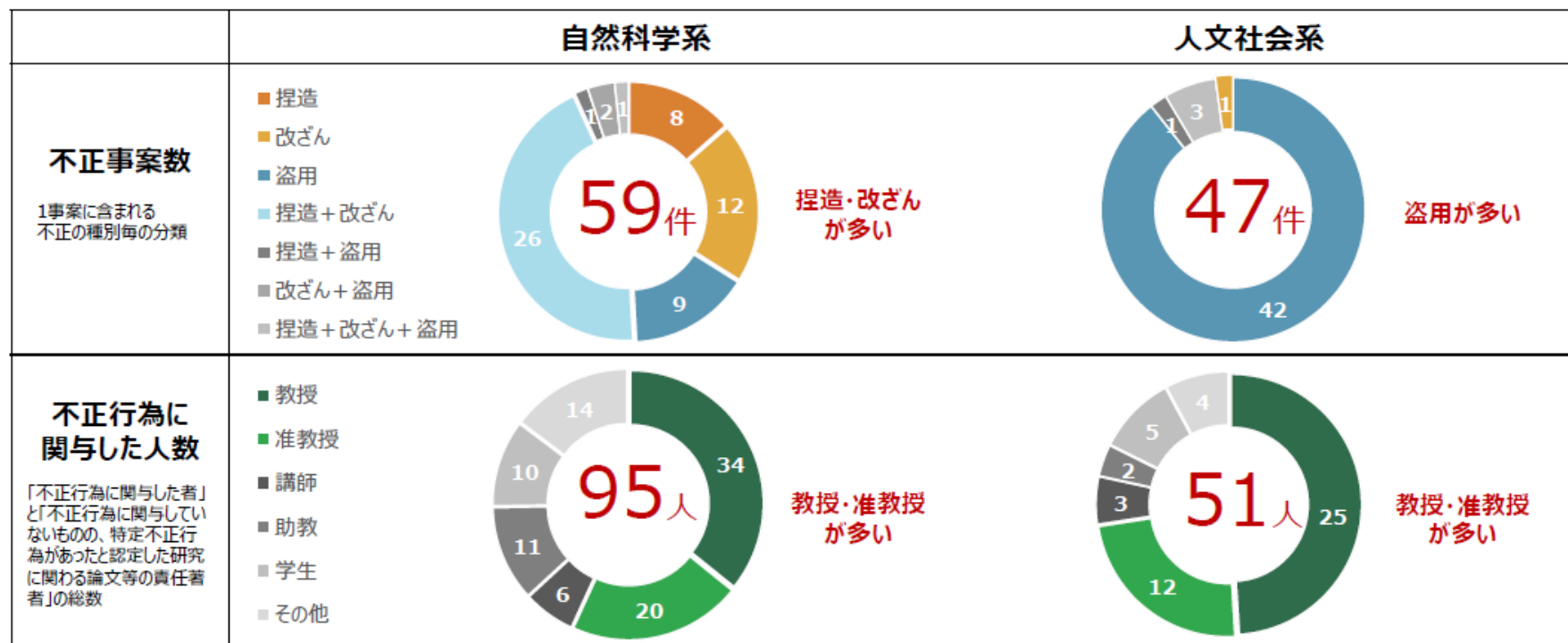
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
(平成26年8月 文部科学大臣決定)

- ① **捏造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工すること。
- ③ **盗用** 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

研究不正の認定状況（2015～2025年度）

現行ガイドラインの適用後（2015年4月以降）の研究不正の認定状況は、以下のとおり。

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の件数は、106件（自然科学系59件、人文社会系47件）
- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与した者等の数は、146人（自然科学系95人、人文社会系51人）



研究活動における不正行為の事例

【事案の概要】

- 元助教は筆頭著者又は責任著者となっている調査対象論文7編中で、異なる実験群のサンプルを入れ替え、あるいは、他の実験データを流用するなどの行為が認められたことから、捏造及び改ざんを認定した。
- 調査対象論文2編の責任著者・1編の筆頭著者の指導教員・7編に関与する科研費課題の研究代表者であった教授は、論文発表の前に、特にデータの細かなチェックをしておらず、実験記録及び生データについてもほとんど確認しなかったことなど、責任著者及び研究室主宰者としての確認・注意義務を著しく怠ったことから、「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定した。

【不正の発生要因・背景】

- 本人の研究者としての資質や倫理観の欠如
- 研究室における、研究不正の発生に対する危機意識不足
- 日常的あるいは論文発表の際、生データや実験ノートの確認等の体制未構築

【措置】

- 不正行為が認定された論文5編は取下げ勧告、2編は少なくとも訂正等勧告
- 大学において大学の就業規則に基づく処分を検討（両者）
- 競争的研究費等への申請及び参加資格を制限

（元助教：10年間、教授：3年間）

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

研究活動における不正行為の事例

【事案の概要】

- 元特任研究員は、筆頭著者となっている調査対象論文2編において、反転した図（写真）や真正でない図（写真）を論文に掲載して発表したことが認められたことから、改ざんを認定した。
- 当該論文の責任著者であり研究室の大学院生の指導的立場であった准教授、並びに、当該論文の最終著者であり研究室主宰者であった元教授は、生データや実験ノート等の記載内容を精査した上で、論文に引用されたデータや図の正確性を確認すべきところこれを怠ったため、「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定した。

【不正の発生要因・背景】

- 研究・調査データの厳正な取扱いへの認識不足
- 研究成果の発表時の確認不足、適切な指導を行うことの認識不足
- 定められた保存期間内における研究資料紛失（不適切管理）

研究者としてわきまえるべき
基本的な注意義務を
著しく怠ったことによるもの
⇒ 故意がなくとも、認定される
(ミスでは済まない)

【措置】

- 不正行為が認定された論文2編は取下げ勧告
- 大学において、1編が学位論文であったため学位授与取消し相当との結論（元特任研究員）、大学の就業規則に基づく処分を検討（准教授）
- 競争的研究費等への申請及び参加資格を制限

（元特任研究員：5年間、准教授：2年間、元教授：2年間）

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

研究活動における不正行為の事例

【捏造・改ざん】

データ取り違え、論文記載の条件等と実態の齟齬

傾向：若手研究者

定期ミーティング等の日頃から、
厳正にデータを扱うことへの意識付け

忙殺されず、一つずつ確実に、
適切なデータ管理・実験ノートへの記録

【改ざん】

画像の整え、ノイズ削除等の画像加工

傾向：経験豊富な研究者

他国等異なる指導環境で基礎を積んだ若手研究者

研究倫理教育は自身のためと捉え、
最新の基準へのアップデートを意識

個々の「常識」に任せず、
研究室内で相互確認

【盗用】

自身によるものとの錯誤、公知の事実との誤認

傾向：論証中心型の分野の研究者

自身と他者の研究を混同しないよう
適切なデータ管理

他者の研究へのリスペクトを忘れず
適切な引用（先行論文≠公知の事実）

学術全体及び自身・研究グループの積み上げた実績
の信用失墜にもつながりうる



研究室内・共同研究者内での対等な相互批判の精神



研究機関における意識醸成の取組

不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者と認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的科研費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	制限期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	5～7年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が小さい、若しくは行為の悪質度が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

【当該資金の返還について】

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めることがあります。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省HPに特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開**しています。

研究費の不正使用とは

不正使用

故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
（平成19年2月 文部科学大臣決定（平成26年2月改正、令和3年2月改正））

【不正使用の例】

- 物品・役務に関するもの 架空発注、預け金、品名替え、目的外の物品購入 等
- 旅費に関するもの カラ出張、旅費の二重請求 等
- 給与、謝金に関するもの カラ給与、カラ謝金、水増しや虚偽の請求 等

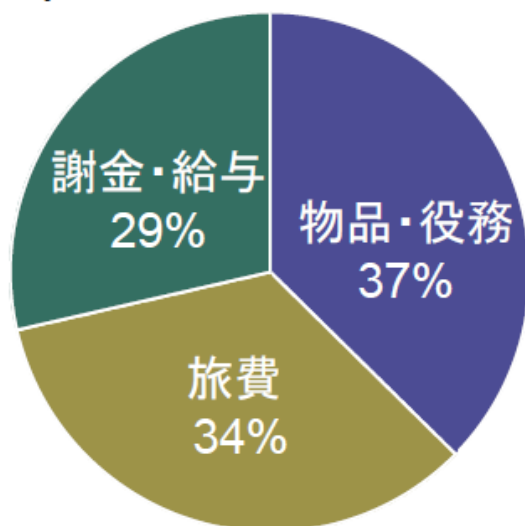
不正使用の認定・公表状況

■ 不正使用の認定件数

※2016年度～2025年度に認定・公表された不正使用事案。
実際に不正使用が行われていた年度とは異なる。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
件数	11 件	9 件	5 件	12 件	4 件	9 件	7 件	4 件	12 件	4 件	77 件

■ 不正種別の内訳



【 物品・役務 】

預け金、期ずれ、品名替え、目的外の物品購入 等

【 旅 費 】

カラ出張、旅費の二重請求 等

【 謝金・給与 】

カラ給与、カラ謝金、水増しや虚偽の請求 等

※1件の事案で複数の不正が行われた場合は両方の種別に計上

(出典) 文部科学省ウェブサイト公表資料より作成

研究費の不正使用の事例

【事案の概要】

- 不正の種別：カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流（私的流用があったと認定）
- カラ謝金：
元教授は、研究者ではない学外関係者から専門指導・助言を受けることがないにも関わらず、実体のない架空の支出何や実施済み報告書を作成・提出することにより、大学から協力者に対して謝金を支出。
- カラ業務委託：
元教授は、協力者が代表を務める会社に架空の業務委託を請け負わせ、実体のない架空の業務完了報告書及び請求書を大学に提出させ、大学から協力者に対して業務委託費を支出。
- 資金還流：
カラ謝金・カラ業務委託で一部の協力者に支払われた金銭の全額若しくは大部分を元教授へ返金させていた。
- 不正に支出された研究費の額：約1,266万円

【不正の発生要因・背景】

- 大学により義務付けられていた、倫理教育等の受講やコンプライアンスに関する誓約書の提出をしていたにもかかわらず、不正を行っており、研究者としての基本的な倫理観や教育研究費の不正使用に対する認識が著しく欠如していた。
- 事務担当者も、形式的に書類が整っていることをもって支出していたこともあり、不正を防止できなかった。

【措置】

- 不正使用が認められた研究費の支出について返還命令
- 競争的研究費等への申請及び参加資格を制限（**10年間**）

○研究機関における不正使用事案 URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費の不正使用の事例

【事案の概要】

- 不正の種別：旅費の不正な支出
- 実際の交通手段とは異なる交通手段での旅費請求（本人及び同行学生）：
准教授は、公共交通機関による出張申請・出張報告を行ったが、実際には私用車もしくは航空機を利用し、変更手続きを行わなかった。
同行学生について、私用車に同乗させていた場合でも、学生に公共交通機関で申請した旅費をそのまま受領させた。
- 出張日程変更手続き懈怠：
准教授は、出張申請後、私用による前泊／後泊の追加等の自己都合による出張日程変更を行ったが、事前／事後の変更手続きをしなかった。
- 不正に支出された研究費の額：約83万円

【不正の発生要因・背景】

- 学内手続きに関する認識不十分に加え、認識部分に関して独自解釈・都合の良い解釈をしていた。
- 研究代表者として研究費の管理責任の責務を著しく怠っていた。

【措置】

- 大学において教員懲戒等審査委員会において審査予定
- 不正使用が認められた研究費の支出について返還命令
- 競争的研究費等への申請及び参加資格を制限（2年間）

通常求められる注意義務を著しく怠っていたとして、重過失によるもの
⇒ 故意がなくとも、認定される（ミスでは済まない）

○研究機関における不正使用事案 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費の不正使用の事例

【目的外使用】

他用途（他の科研費課題・教育研究用・私用）との混同

傾向：多種の予算配分を受けている／多忙な研究者

「当該科研費課題」の遂行目的である
説明責任を有することの意識付け

事前伺作成時・支出時には
科研費課題と支出内容の整合を必ず確認

【カラ出張・カラ給与・カラ謝金】

変更手続き懈怠、勤務実態確認の形骸化、期ずれの是正

傾向：旅費・謝金・給与支出が多い／多忙な研究者

応対者とのアポイント、旅程や雇用等計画は
事前に綿密に計画

計画変更時は、適切に変更手続き
異例事案では、自己判断せず機関事務に相談

【悪質性の高いもの】

機関事務による確認をかいくぐる使用、資金還流

傾向：事務方では確認が難しい取引がある研究者

特殊な物品や役務等の検収等であっても
完全に当該研究者任せとしない

機関事務による確認に協力が得られない場合
複数の担当者・部署で対応

税金を原資とする科研費等の公的研究費に対する
国民からの理解・信頼を失いかねない



補助事業者としての責任と責務の認識

+

研究機関における意識醸成及び牽制の取組

不正使用・不正受給を行った研究者に対する措置について

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

【応募資格の制限】

制限の対象者	不正使用の程度と制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年
	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年
	私的流用以外で ② ①及び③以外の場合、 2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

【当該資金の返還について】

不正使用等が認められた研究課題については、**当該研究費の全部又は一部の返還**を求めます。

【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表**します。

また、**文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載**しています。

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や不正使用、研究活動上の不正行為は、
学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での**人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表**
- ・配分機関からの**研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表**等の措置がされることがあります。

また、各研究機関の事務担当者におかれても、不正が起こることがないように、関係者の意識向上や必要な体制の整備に努めてください。

遵守・配慮が求められる事項への対応

学術全体への社会からの信頼を裏切ることのないよう、
遵守や配慮が求められる各種事項に対し、適正にご対応ください。

人権の保護及び法令等の遵守

補助条件／交付条件に記載のとおり、関係する法令等及び指針等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。
また、研究インテグリティに係り所属研究機関に誓約した内容も、遵守が必要。（令和7年度公募分から必須化）

⇒ 遵守されていない研究計画は、実施してはならない。（不正行為／不正使用／不正受給となりうる。）

男女共同参画ならびに性等を考慮した研究の促進 New

「第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）」において、次の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしている。①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められている。

⇒ 科学研究費助成事業における活動を行う際も、当然これらを踏まえなければならない。

学術全体への社会からの信頼確保

所属機関の服務規程等で定められるような、コンプライアンス、情報管理・守秘義務、利益相反・公正性の確保、職務専念義務、信用失墜行為の禁止、人権尊重（差別防止、多様性の推進、ハラスメント防止等）、施設・資産等の適正利用、通報報告義務等も、学術全体への社会からの信頼確保の前提となる。

3. 研究倫理教育プログラム等について

科研費の研究活動に参画する研究者は、
以下の①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の通読・履修

- **Green Book**
- **eL CoRE**
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等②

1. 令和 9年度**新規**研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和 9年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和 9年度に**継続**が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和 9年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

【参考】研究倫理教育教材の例（１） — Green Book

日本学術会議 提言「研究活動における不正の防止策と事後措置

－ 科学の健全性向上のために－」（平成25年12月26日）

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会「科学の健全な発展のために[第2版]－誠実な科学者の心得－」（通称:Green Book）を出版

➢ 「どのようにして研究を進め、研究者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのか」を命題に、

責任ある研究活動の在り方について、研究者に必要な心得をまとめた一冊

➢ **令和7年9月に改訂し、内容をアップデート**

➢ HP (<https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-kousei/data/rinri.pdf>) でテキスト版もダウンロード可能



日本語版
(令和7年9月改訂)



英語版
(平成27年5月)



【参考】研究倫理教育教材の例（２） — eL CoRE

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（Green Book）をもとにした「研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）」を提供（日本語版、英語版）

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>





JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

[ログイン \(Log in\)](#)

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

[Japanese](#)
[English](#)

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。研究者向けと大学院生向けのコースがございますので、お申し込みの際にご希望のコースをお選びください。

4. 令和7年度科研費実地検査の結果

令和7年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

(2) 令和7年度の実施研究機関数：44研究機関（※）

- ・国立大学… 8 機関
- ・公立大学… 6 機関
- ・私立大学… 18 機関
- ・短期大学・高等専門学校… 3 機関
- ・（地方）独立行政法人・国立研究開発法人・大学共同利用機関法人… 4 機関
- ・その他（公立研究機関、財団／社団法人、企業、社会医療法人等）… 5 機関

※科研費の交付を受けている、又は交付を受けたことのある研究機関を対象として、以下の選定方針により一定数について実施。

- ・過去の不正等に伴い再発防止策の実施状況を確認する必要がある研究機関
- ・過去の実地検査で指摘を受け、その改善状況を確認する必要がある研究機関
- ・その他、実地検査を実施する必要があると文部科学省又は日本学術振興会が判断した研究機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和7年度科研費実地検査における指摘事項①

【研究インテグリティの確保に係る対応方針及び教育について】

■ 主な指摘内容

- 研究インテグリティの確保のための対応が求められる「必要な取組」について、関係の規程及び管理体制が未整備又は整備不十分。
- 研究者に対する研修等が行われていない又は予定がない。

■ 参考

- 「機関使用ルール」より抜粋
「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」等に基づき、研究活動の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行うこと。
- 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」より抜粋
(令和3年4月27日総合イノベーション戦略推進会議決定)
大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう（以下略）

■ 改善のポイント

- 令和7（2025）公募から、e-Radにおいて、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できないこととなっており、適切に誓約するためには、機関における関係の規程や管理体制の整備が不可欠であることから、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」に基づき、内閣府のウェブサイトに掲載されている事例を参考にしながら、研究活動の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たす必要な取組を行ってください。

令和7年度科研費実地検査における指摘事項②

【人件費又は謝金等の支出にあたっての事務局の関与について】

■ 主な指摘内容

- 研究機関と雇用契約を結ばず、単発的な役務に対し、謝金を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。
- 研究機関と雇用契約を結んだ上で、人件費を支出する場合において、事務部門による勤務実態の確認が不十分。

■ 参考

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」より抜粋
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要。
- 「機関使用ルール」より抜粋
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

■ 改善のポイント

- 勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を整備してください。

<関連する好事例>

- 【勤務実態の確認】（カラ給与・カラ謝金防止）
 - 改変不可の電子的出退勤記録のため、Microsoft FormsやSlack等のアプリケーションを活用し、始業・終業・勤務内容を連絡。
- 【勤務内容と科研費課題と整合性】（目的外使用防止）
 - 被雇用者への雇用時及び勤務時の意識付けとして、労働条件通知書や出勤簿において科研費課題に係る業務である旨を明示。
 - 事務書類や作業の成果物から、科研費との関係性が説明できる体制を整えている。

令和7年度科研費実地検査における指摘事項③

【「徹底的な」監査における検査方法について】

■主な指摘内容

- ・ 内部監査の一部については、書類上の調査にとどまらず実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事となっているが、十分実施されていない。
- ・ 対象費目が、物品費（物品の現物確認）のみとなっており、旅費・謝金等について実施されていない。
- ・ 通常監査との差異が、執行した研究者本人に対するヒアリングのみとなっている。

■参考

- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」第6節（実施上の留意事項）より抜粋
③リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。
 - ・ 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
 - ・ 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
 - ・ 納品後の物品等の現物確認
 - ・ 取引業者の帳簿との突合
- ・ 「機関使用ルール」より抜粋
なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査にとどまらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとすること。

■改善のポイント

- ・ 特に旅費・謝金等については、作業従事者への作業実績の確認や目的に係る証拠書類を伴わない旅行（研究打合せ）等の事実確認（訪問先・打合せ相手等への確認）を徹底し、不正発生要因に応じた内部監査を実施してください。
- ・ 徹底的な監査が「牽制」として機能するよう、特別監査の存在自体も明示した上で実施してください。

<関連する好事例>

- ・ 監査担当部署の職員だけでなく他部局の会計担当も協力することで、負担軽減を図っている。（部局間での好事例共有にも繋がる。）

令和7年度科研費実地検査における指摘事項④

【若手研究者の専従義務緩和／複数の科研費による共用設備購入／バイアウトについて】

■ 主な指摘内容

- ・ 【専従義務緩和】 雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定めていない。
- ・ 【設備】 異動した場合の取扱いを事前に定めていない。

■ 参考

- ・ 「機関使用ルール」【旅費及び人件費・謝金の支出等】より抜粋

雇用元の業務に従事するエフォートの一部を、科研費被雇用若手研究者の自発的な研究活動等に充当しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。

- 1) 科研費被雇用若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- 2) 各研究機関が定める関連規程等に基づき、研究代表者又は研究分担者が、雇用元の業務の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、その旨を研究機関が認めること。
- 3) 各研究機関が定める関連規程等に基づき、研究代表者又は研究分担者が、雇用元の業務の推進に支障がない範囲であると判断し、その旨を研究機関が認めること（雇用元の業務に従事するエフォートの20%を上限とする。）。

- ・ 「機関使用ルール」【合算使用の制限】より抜粋

研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備の取扱いを事前に決めておくこと。

■ 改善のポイント

- ・ 【専従義務緩和】 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について勤務時間やエフォート等により明確な管理を行うとともに、雇用契約や関連規程等で定めることにより、研究機関として各々の事業が確実に実行される体制を整備いただきたい。
 - ・ 【設備】 トラブルを避けるためにも、機関使用ルールに則り、研究者が異動した場合の当該設備等の取扱いを事前に決めておくことが求められる。
- ※ 競争的研究費全体の動きとして実施している環境改善等のための施策であり、必要とする研究者が制度を認知・活用できるよう、周知いただきたい。研究者からの相談が無いことが需要自体が無いことを意味するとは限らず、周知による制度認知が重要。

令和7年度科研費実地検査における指摘事項⑤

【その他の主な指摘事例】

- 【応募／申請資格の確認】応募時及び交付申請／支払請求時のうち、全てではなく、一部の時点でしか確認されていない
- 【関係書類の整理・保管】基金分の場合に「補助事業期間終了後5年間」が担保されていない
(基金課題の補助事業期間延長も鑑みた場合(例. 当初5年+延長1年+終了後5年)、各年度の書類を「10年」など特定の年数で一律廃棄してしまうと、機関使用ルールで求める期間内に廃棄される恐れがある。)
- 【検収】納品書と納品物を照合しており、発注データ(発注書や契約書等)と納品物を照合する体制が取れていない
- 【謝金】機関で基準となる単価が定められておらず、類似業務でも単価が統一されていない
- 【規程等の整備】関係する規程等を内部には周知しているが、外部に公表していない
例外処理を認める必要がある場合に、例外処理の指針を定め、手続を明確化して対応していない
- 【誓約書】採用時の一度しか徴集していない / 学生は一律で徴集対象外としている
- 【変更に係る手続き】JSPSへの事前「承認」を必要とする手続きが事後の承認となっている
- 【会計書類】補助事業期間終了年度の年度末執行について、使い切りのように見える発注が散見された
→ 補助事業期間内での不使用や目的外使用のリスクがある発注に当たっては、購入物品等が研究の遂行に必要であることの説明責任を研究者が果たせるよう、工夫が必要(例えば、理由や使用目的の記載・確認など)
また、事後的に検証できるよう、当該説明等は適切な保管が望まれる
- 【会計書類】部局によって様式や証拠書類の保管方法が異なるが、機関の規程に則り、適切な事務処理を実施していることを事後的に検証できる書類管理の徹底が必要

各研究機関におかれては、これら実地検査での指摘事項にも留意いただきながら、科研費の適正な使用・管理と、その基盤となる体制及び環境等の整備について、引き続きご対応・ご協力をお願いいたします。

令和7年度科研費実地検査で報告があった不正防止に向けた取組の例

以下は、検査実施研究機関における取組の一例です。
各研究機関の規模や研究支援体制等に応じ、適宜ご参照ください。

【独自マニュアル等】（多数の機関において確認された取組）

- 注意点や機関におけるルール等をまとめた機関独自のマニュアルを作成・配付
- マニュアルや様式、助成情報等の研究関連情報を機関内ポータルサイトに整理してまとめて提供

【研究者のサポート体制（相談受付、情報共有含む）】

- 新任者にオリエンテーションで各種教育等に係る独自の冊子を配付、新任者以外には法令等改正時は変更点を明示して周知

【不正防止の啓発活動及び牽制】

- 物品購入・旅費申請等の際に、「購入目的」欄等への記載を求め、説明責任の意識付けと目的外使用を牽制

研究者の事務負担の観点：定型句ではない短文（1～数行程度）で、当該課題遂行において執行内容を要する理由を説明
不正疑義が生じた際の調査負担の軽減にも資する

事務職員の負担の観点：事務職員による確認での不明点に係る研究者へ問合せは、事務職員が少ない機関ほど負担大

- 旅費における申告漏れ防止のため、自家用車使用や宿泊料不要などの減額等が生じる事項の申告欄を様式に追加し、説明会でも周知
- カラ納品防止のため、主要な通販サイトでの購入時、納品データを通販サイト側から自動で読み込むシステムを構築

令和7年度科研費実地検査で報告があった不正防止に向けた取組の例

【不正防止の啓発活動及び牽制】（続き）

- 学生向けポスターとして、具体例を挙げて何が不正かを認識させるとともに、不正に加担・関与していないか、啓発と牽制
- 業者からの誓約書徴集時、規程だけでなく、目的を分かりやすくまとめたパワーポイント資料を同梱し、不正防止の意識付け
- 定期的な（月に一度）事務担当者向け勉強会により各種情報を共有し、研究室や部局間のばらつきを防止
- 万遍なく内部監査できるよう、対象（研究者）をローテーションで決定（敢えて無作為抽出を行う一例）

【執行管理の工夫】

- 希望研究者には法人発行のクレジットカードを配付
 - ＜メリット＞ 立替払精算の事務手続き削減、研究者毎の明細管理が容易、海外等でのより柔軟な執行
 - ＜懸念への対応＞ 配付時に研究者と誓約書の取り交わし（危険な使い方の禁止や不正使用感知時の報告義務）
キャンセル時に手続きが煩雑となる航空券購入には利用不可
- 複数の業者と連携して試薬購入専用の仕組みを構築（最安の自動選択、購入手続きの一部省略、近隣在庫から速やかな納品も可）
- 【異動時対応（認識遅れ・遺漏防止）】
 - 採用時、人事担当が求める採用時提出書類の一つに、科研費等の受給有無のチェック表を設定
 - 退職時、固定資産管理システムから当該研究者分の一覧を抽出し、機関側から当該研究者に移管・返納手続きについて確認
 - 科研費担当部署から、人事情報や科研費執行状況の定期的な確認を各担当部署に行う

5. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(1)

<文部科学省の競争的研究費等に係る研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん、盗用)並びに研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口について>

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、文部科学省の競争的研究費等に係る研究活動の不正行為並びに、研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口を以下のとおり設置していますので、お知らせします。

【告発等の受付窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
直通電話 03-6734-4018
電子メール chosei-k@mext.go.jp

※電話による受付時間は、平日9時30分～18時15分です

(告発等を受付ける際の留意事項)

- 告発等を受付ける際には、
 - ・匿名での告発か顕名(告発者の氏名・連絡先)での告発のどちらを希望するか、
 - ・不正を行ったとする研究者・グループ、
 - ・不正行為や不正使用・受給の態様(内容や年度等を含む)、
 - ・不正行為とする科学的根拠あるいは不正使用・受給とする根拠、
 - ・使用された競争的研究費等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)
- また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発がありうることを申し添えます。
- この窓口は研究活動の不正行為、研究費の不正使用・不正受給に関する受付窓口です。その他の事案に関する御相談等は各担当にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(2)

独立行政法人日本学術振興会では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、改正平成26年2月18日)等を踏まえ、**独立行政法人日本学術振興会の実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発等受付窓口**を以下のとおり設置しています。

■ 告発等の受付窓口

お問い合わせは可能な限りメール、または郵送にてお願いいたします。

電話による告発も可能ですが、その場合でも、告発内容の正確性を確保するために書面のご提出をお願いすることがあります。

電子メール：meyasubako*jsps.go.jp

(注)メールアドレスは「@」を「*」に置換しています。

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3-1 独立行政法人日本学術振興会 監査・研究公正室

直通電話：03-3263-1074

ファクシミリ：03-3237-8238

■ 告発等に係る留意事項

1. 研究機関に所属する研究者が行った不正行為及び不正使用等に係る調査については、原則として、当該研究機関が行うことになることをあらかじめご承知置きください。

2. 告発等を受け付ける際には、告発者の所属・氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正使用等の態様、不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金等の種別・名称等について確認させていただきます。また、調査にあたって告発者に協力を求める場合があること、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合には、告発者の氏名の公表、刑事告発等が行われる可能性があることを申し添えます。

(※匿名による告発等を妨げるものではありません。)

3. この窓口は、日本学術振興会の実施する事業に係る不正行為、研究費の不正使用等に関する受付窓口です。その他の事案に関するご相談等は、[各担当](#)にお尋ねください。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する告発等受付窓口(3)

本学の研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報窓口 研究費の運営・管理および研究活動に関する相談窓口

【通報・相談窓口】

常磐大学・常磐短期大学 地域連携研究支援センター 研究支援係

〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1

TEL: 029-232-2541 (直通)、FAX: 029-232-2861、E-mail: kenkyu※tokiwa.ac.jp (※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:30 (日曜日、土曜日、祝日、本学所定の休日を除く。)

【通報方法】

通報(相談)用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、電話、FAX、電子メール、面談により通報(相談)願います。

研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報を受け付けます。

【対象】

- ・預け金、プール金(カラ出張、カラ謝金)、書類の書換え等により不正に研究費を使用すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・論文等における研究データのねつ造、改ざん、盗用などの行為。
- ・その他、研究費の不正使用または研究活動における不正行為に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。

研究費の運営・管理および研究活動に関する学内外からの相談を受け付けます。

【対象】

- ・研究費の運営・管理および研究活動に関すること。
- ・研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報または情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・事例を整理・分析し、必要に応じて、コンプライアンス教育等において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・相談内容によっては、通報事案として受け付けることがあります。